

令和5年度 屋外広告物の除却

提出期限：R5.12.28

への補助金のお知らせ

弘前城下町の歴史的風致を活かした魅力ある街並み景観の形成を図ることにより、市民や観光客が訪れたい魅力あるまちづくりを推進するため、景観を阻害する屋外広告物（閉店したのに掲示したままになっている看板など）の除却に要する経費に対し、補助金を交付します。

※予算の限度に達ししだい申請受付を終了します。

補助対象となる 屋外広告物

「街なみ環境整備促進区域及び街なみ環境整備事業地区」
（※別図参照）内に設置されている屋外広告物等のうち、

○弘前市屋外広告物条例に基づく許可を受けているもの（※1）
または、

○適用除外に該当する広告物であるため、許可不要であるもの
（※2）

※1 弘前市屋外広告物条例（以下「市条例」という）第7条、第10条第5項、第12条
第3項若しくは第13条第1項による許可を受けているもの

※2 市条例第10条第2項第1号若しくは第2号に規定するもの

補助対象となる方

上記屋外広告物等の所有者又は管理者
（市税等を滞納していない者）

補助対象となる 経費

補助対象となる屋外広告物の除却又は改善に係る工事費

補助率・ 補助限度額

補助率：2分の1

補助限度額：補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額
又は400,000円のいずれか少ない額
（千円未満は切り捨て）

○「景観を阻害している」とは、適切に管理されておらず歩行者や車両等に危険を及ぼしたり、閉店したにも関わらず撤去していない広告物（放置看板）や、弘前市景観計画で定める弘前公園周辺の景観形成重点地区の基準に適合していないもの（経過措置期間中のもの）等としております。

○景観を阻害している屋外広告物の除却等に対する補助であるため、腐食しているのが内部のみであり、外観上景観を阻害していない広告物は対象としておりませんので、ご注意ください。

着工前に申請手続き等が必要です。



裏面もご参照ください

お手続きの流れ

1. 交付申請書（様式第1号）を市へ提出

【提出期限】令和5年12月28日

【添付書類】

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・位置図
- ・配置図（屋外広告物等の位置を明示したもの）
- ・補助事業内容が分かる仕様書及び図面
- ・工事見積書
- ・現況写真

2. 市から交付決定通知が届きます

交付決定後に経費の配分又は内容を変更する場合には、変更申請書（様式第4号）の提出が必要です。

3. 請求書（様式第13号）を市へ提出

市から交付決定額が振り込まれます。
工事が終了してからの支払いを選択することもできます。

4. 屋外広告物等の除却

工事は弘前市内業者（弘前市内に本店を有するものに限り）に発注してください。
市内業者に発注しない場合は理由書（様式第5号）の提出が必要です。

5. 実績報告書（様式第9号）を市へ提出

【提出期限】工事完了の翌日から起算して30日もしくは、令和6年1月31日のいずれか早い日

【添付書類】

- ・事業実績書（様式第10号）
- ・収支決算書（様式第11号）
- ・工事請負契約書の写し
- ・領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- ・工事完了写真

6. 市から交付額確定通知書が届きます

概算払にて交付額を事前に振込する場合で差額が生じた際は、返金いただきます。

お問い合わせ

弘前市都市計画課景観係 弘前市役所前川新館3階 電話0172-34-3219(直通)